

【契約健診機関以外で受診した場合の費用及び提出書類等】

(令和6年4月1日付一部改正)

●健診受診者は、必ず全ての特定健診項目を含んだ健診項目を受診すること。【必須条件】

●個々が負担する費用に係る消費税は、個々が負担する。

健診受診期間	4月～3月(期間厳守)	請求申請期日	6月～4月10日(健保受理分)まで
--------	-------------	--------	-------------------

● 健 診 (金額:税込)

	健診費用等(上限額・対象者)	費用負担区分											
人間ドック	<p>【対象者】 35歳以上の被保険者及び 40歳以上の被扶養者</p> <p>上限金額 44,000円</p>	<p>被保険者(35歳以上)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td>上限金額以上 (>44,000円)</td> <td>13,200円+上限額 を超える金額</td> </tr> </table> <p>事業主・健保は個人負担を除いた金額を各々半額負担する。</p> <p>被扶養者(40歳以上)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>上限金額以上 (>44,000円)</td> <td>22,000円+上限額 を超える金額</td> </tr> </table> <p>健保は個人負担を除いた金額を負担する。</p>	個人負担	上限金額まで	13,200円	上限金額以上 (>44,000円)	13,200円+上限額 を超える金額	個人負担	上限金額まで	22,000円	上限金額以上 (>44,000円)	22,000円+上限額 を超える金額	
個人負担	上限金額まで	13,200円											
	上限金額以上 (>44,000円)	13,200円+上限額 を超える金額											
個人負担	上限金額まで	22,000円											
	上限金額以上 (>44,000円)	22,000円+上限額 を超える金額											
生活習慣病	<p>【対象者】 全被保険者</p> <p>上限金額 24,200円</p>	<p>被保険者(全年齢)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>上限金額以上 (>24,200円)</td> <td>上限額を超える金額</td> </tr> </table> <p>事業主・健保は個人負担を除いた金額を各々半額負担する。</p>	個人負担	上限金額まで	0円	上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額						
個人負担	上限金額まで	0円											
	上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額											
家族健診	<p>【対象者】 20歳以上の被扶養者</p> <p>上限金額 24,200円</p>	<p>被扶養者(20歳以上)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>上限金額以上 (>24,200円)</td> <td>上限額を超える金額</td> </tr> </table> <p>健保は個人負担を除いた金額を負担する。</p>	個人負担	上限金額まで	0円	上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額						
個人負担	上限金額まで	0円											
	上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額											
脳検査・脳ドック	<p>【対象者】 35歳以上の被保険者及び 40歳以上の被扶養者</p> <p>上限金額 38,500円</p>	<p>被保険者(35歳以上)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>上限金額以上 (>38,500円)</td> <td>11,000円+上限額 を超える金額</td> </tr> </table> <p>健保は個人負担を除いた金額を負担する。</p> <p>被扶養者(40歳以上)</p> <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td colspan="2">健保の負担額(11,000円)を 除いた額</td> </tr> <tr> <td>健保負担</td> <td colspan="2">11,000円</td> </tr> </table>	個人負担	上限金額まで	11,000円	上限金額以上 (>38,500円)	11,000円+上限額 を超える金額	個人負担	健保の負担額(11,000円)を 除いた額		健保負担	11,000円	
個人負担	上限金額まで	11,000円											
	上限金額以上 (>38,500円)	11,000円+上限額 を超える金額											
個人負担	健保の負担額(11,000円)を 除いた額												
健保負担	11,000円												

● オプション項目・・・被保険者の年齢制限はPSAのみ

(金額:税込)

	健診費用等(上限額・対象者)	費用負担区分		
婦人科検診 (乳がん・子宮がん)	<p>【対象者】 全被保険者及び 20歳以上の被扶養者</p> <p>上限金額(合算) 8,800円</p>	<p>被保険者及び被扶養者</p> <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限額を超える金額(>8,800円)</td> </tr> </table> <p>乳がん検診・子宮がん検診をそれぞれ単独で受診の場合、 各々4,400円が上限</p>	個人負担	上限額を超える金額(>8,800円)
個人負担	上限額を超える金額(>8,800円)			
PSA(前立腺がん)検診	<p>【対象者】 全被保険者・全被扶養者で 50歳以上の男性</p> <p>上限金額 3,300円</p>	<p>被保険者及び被扶養者</p> <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限額を超える金額(>3,300円)</td> </tr> </table>	個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)
個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)			

【注】 健診受診者は、必ず全ての特定健診項目を含んだ健診項目を受診すること。【必須条件】

【注】 費用の請求は、健診費用支給申請書に領収書及び健診結果表(写)並びに問診票(写)を必ず添付して請求してください。
(受診者は上記の添付資料が全て揃わない場合、健保からの補助は受けられません)

【注】 旧DM健保加入事業所の本年度の「被保険者」の健診については、従来通り事業主が主体の健診とし、補助金申請書は
旧DM健保時代の用紙を使用し、事業所ごとに請求をしてください。補助金額・申請方法・健診方法も何ら変更はございません。